

第 1 6 5 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 1 1 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 1 1 月 1 8 日 (月) 午前 9 時 4 2 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 1 1 月 1 8 日 (月) 午前 1 1 時 0 5 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者 (7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	欠
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会副会長 岩堂 健治

事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦
 担当係長 藤村 博之 主事 森上 諒佑

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 岡本 岩男

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第165回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

5番 岡本 岩男 委員、10番 雪本 泰嗣 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正があります。

「第165回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ中区2番の倉益 番、中区3番の倉田 番、2ページ東区13番の百枝月 番の各区分について、「2 (調整区域)」を「1 (農用地)」に訂正してください。

2ページ東区14番は、11月15日付で取り下げとなりました。

同じく第1号議案 申請等 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、3ページ中区4番の農地区分「農用地」を「第2種」に訂正してください。以上です。

議長 それでは、申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約93アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、10年前から、知人の田で水稻栽培を手伝っており、この度、新規に田を取得するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番から3番までの3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1 ページ4番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、農家出身の祖父の影響で幼い頃から農業に興味があり、3、4年前から自宅マンションで簡易に家庭菜園を始めていましたが、今回、宅地とともに農地の譲渡の申し出があったため、農業法人を経営する友人などの指導を受けながら、さつまいも、レモンなどを栽培し、当面、収穫物は自家消費をする予定です。なお、既に農地にある農業用倉庫は、そのまま使用します。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、親子間の経営移譲による所有権移転です。受人は現在、世帯で約39アール耕作しており、非耕作地となっている吉原^{よしわら}番は、現在、農地への復旧作業中で、他2筆は非耕作地ではありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反及び借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約9.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約76アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、11番は、譲受人が同一のため同時に説明します。新規農による所有権移転です。営農計画書によると、受人は申請地に隣接した宅地を、本年4月に、本申請の所有者から購入し居住しています。申請地2筆の所有者姉妹が高齢となり、営農継続が難しくなったことから譲渡の申し出があり、当地出身の妻の親族に営農

指導を受けながら野菜畑として利用し、当面は自家消費をして、収穫量が安定してくれば、将来的には販売を目指そうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約83アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約63アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

前回保留の14番は、11月15日付で取り下げとなりました。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、和気町で約34アール耕作しており、非耕作地はありません。なお、受人は、毎日、申請地のある瀬戸町へ通勤しており、今後の営農に支障はないとのこと。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、新規農による5年間の使用貸借権設定です。営農計画書によると、申請地は受人の祖母の所有農地で、受人の母が耕作していましたが、母が体調を崩して営農継続が困難となったため、申請地を引き継ぎ、祖母や母から指導を受けながら、野菜畑及び果樹畑として利用しようとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です

- 議長 東区協議会の協議の様態を岩堂副会長さん、ご報告願います。
- 岩堂推進委員 取り下げの14番を除く、4番から16番までの12件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議長 東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
- 全議員 ありません。
- 議長 それでは、申請等（1）は、14番を除く、1番から16番までの15件を許可と決定してよろしいか。
- 全議員 よろしい。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 議長 次に、申請等（2）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。
- 森上主事 3ページ1番、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、永久転用目的の露天駐車場としての一時転用です。許可期間は、許可日から3年間です。

受人は、自宅への来客に伴う前面道路への路上駐車等による通行への支障と、駐車場としての利用により雑草の群生を防ぐため、住宅に隣接する申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区金岡東町の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、申請人の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区中井一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、申請人の妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる、妻の祖父の所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農業用倉庫で使用貸借権を設定します。

受人は、中区江崎に事務所を置く農地所有適格法人で、籾殻を回収してもらうまでの保管用の農業用倉庫が必要になり、事務所に隣接する法人代表所有の申請地を農業用倉庫として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から8番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番、受人は現在、中区賞田の借家に家族6人で居住していますが、借家の老朽化で生活が不便となり、また、家族が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、子どもの学区も変わらない申請地に自己専用住宅を建築

しようとするものです。

6番、受人は現在、中区赤田の借家に家族4人で居住していますが、家族が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、北区庭瀬の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、北区今保の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、手狭になるため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、中区倉田で自動車修理業を営む法人ですが、現在賃借している駐車場は会社から離れており、車両部品の盗難への対処と、車両運搬の効率化をはかるため、会社に隣接する申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長
原推進
委員
議長
全員
議長
浦上主査

中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

1番から9番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

次に、東区の説明をお願いします。

3ページ10番、申請地は農用地で、転用目的は農業用倉庫で所有権を移転します。

受人は、東区政津に拠点を置き、約9ヘクタールを耕作する農地所有適格法人ですが、水稻の作付面積が増えたことに伴い、耕作地に近く利便性の高い申請地に乾燥調製室と^{もみから}穀庫を備えた農業用倉庫を設置しようとするものです。

農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ11番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区目黒町の母所有の実家に、母と弟1人の3人で居住しています

が、結婚の予定があり、現住居では手狭で生活が不便となるため、実家に近く、将来、子育ての協力を得られやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、引き続き、母と弟が居住します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は東区浅越に本社を置き、建設業を営む法人です。業績好調に伴い、これまで以上に資機材のストックヤードが必要な状況ですが、既存施設の賃貸契約が年末で満了し、^{さつきゅう}早急に新たな施設を確保する必要が生じたため、事務所から近く、県道沿いで利便性の高い申請地に、露天資材置場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。所有権を移転します。

受人は、令和4年8月から、東区竹原にて、中古自動車の販売、修理などの事業を営む個人事業主です。業績好調に伴い、既存の駐車場では手狭となり、新たに接客用や販売用などの駐車場を確保する必要が生じたため、事業所に隣接し好立地な申請地に露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長
岩堂推進
委員
議長
全員
議長
全員
議長
議長

東区協議会の協議の様態を岩堂副会長さん、ご報告をお願いします。

10番から13番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは、申請等(2)は、1番から13番までの13件を許可と決定してよろしいか。

よろしい。

それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画^{しゅうせき}の決定について、申請等(3)所有権の移転、(4)利用権の設定及び転貸^{てんたい}を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

森上主事

今回の利用集積計画について説明します。

申請等(3)の所有権の移転については、東区分で5ページ1番から6番までの6件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番から5

番までは農地の所有者から財団へ、6番は財団から担い手への所有権移転です。中区案件はありません。

申請等(4)の利用権の設定及び転貸については、中区は6ページ1番の1件、東区は7ページ1番から13ページ33番までの33件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等(3)、(4)の岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定とします。

議長 長 次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 申請等(5)については、14ページ1番から15ページ9番までの9件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。5番については、あっせん等の希望があるため、内容を確認のうえ、担当の委員さんと協議します。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から9番までの9件を受理と決定します。

議長 長 次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、16ページ1番、2番の2件で、転用目的は、共同住宅1件、敷地拡張・市道拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、17ページ1番から7番までの7件で、転用目的は、自己専用住宅2件、集合住宅建築1件、分譲住宅地等3件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、18ページ1番から19ページ9番までの9件です。解約理由は、耕作目的が8件、転用目的が1件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、20ページ1番、2番の2件で、内容は、農作業車駐車場1件、農業用通路1件です。

報告（５）農地改良届については、２１ページ１番の１件で、内容は普通野菜畑及び育苗圃です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明 … 今村参事

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありますか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前 11 時 05 分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員